

放置車両確認事務の委託に関する規則（平成 17 年高知県公安委員会規則第 13 号）の一部
改正について

公開日 2016 年 03 月 31 日

1 規則等の題名

放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 14

確認事務の委託の手續等に関する規則（平成 16 年国家公安委員会規則第 23 号）

3 規則等の制定日

平成 28 年 3 月 31 日（木曜日）

4 結果公示の日

平成 28 年 3 月 31 日

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成 7 年高知県条例第 45 号）第 38 条第 4 項第 8 号に該当

6 適用除外の理由

行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の全部改正に伴い当然必要とされる規定の整理をする改正であり、意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であるため。

7 規則等の概要

放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則・新旧対照表
別添のとおり

8 担当課・連絡先

担当者：高知県警察本部交通部交通指導課

住所：高知市丸ノ内二丁目 4 番 30 号

電話番号：088 - 826 - 0110

公 安 委 員 会 規 則

放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

高知県公安委員会規則第12号

放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則

放置車両確認事務の委託に関する規則（平成17年高知県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記第8号様式及び別記第9号様式を次のように改める。

別記

第8号様式（第4条関係）

第 号

登録（更新）申請に関する通知書

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代 表 者 の 氏 名） 様

年 月 日付けの道路交通法第51条の8 第1項に規定する登録
 第6項に規定する登録の更新


の申請については、次の理由により登録（更新）しないこととしたので通知します。

（理由）

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

高知県公安委員会 

照 会 先

第9号様式（第7条関係）

第 号

登録取消処分通知書

（主たる事業所の所在地）

（名 称）

（代 表 者 の 氏 名） 様

道路交通法第51条の10の規定により、登録（登録番号 第 号）を取り消したので通知します。

理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。


年 月 日

高知県公安委員会 印

照 会 先

別記第15号様式を次のように改める。

第15号様式（第13条関係）

第	号	
駐車監視員資格者認定に関する通知書		
(住所)		
(氏名)	様	
年 月 日付けの道路交通法第51条の13第1項第1号ロの規定による駐車監視員資格者認定の申請については、次の理由により認定しないこととしたので通知します。		
(理由)		
(教示)		
1	この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。	
2	この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	
年 月 日		
高知県公安委員会 		
照 会 先		
<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"><tr><td></td></tr></table>		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記第19号様式を次のように改める。

第19号様式（第16条関係）

第	号
駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書	
(住所)	
(氏名)	
様	
年 月 日付けの道路交通法第51条の13第1項に規定する駐車監視員資格者証の交付申請については、次の理由により交付しないこととしたので通知します。	
理由	
(教示)	
1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。	
2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	
年 月 日	
高知県公安委員会 印	
照 会 先	
[]	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記第22号様式を次のように改める。

第22号様式（第19条関係）

第	号
駐車監視員資格者証返納命令書	
(住所)	
(氏名)	様
道路交通法第51条の13第2項の規定により、駐車監視員資格者証（第 号）の返納を命じます。	
(理由)	
(教示)	
1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。	
2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	
年 月 日	高知県公安委員会 印
照 会 先	
[]	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新旧対照表

新

放置車両確認事務の委託に関する規則（抜粋）

第8号様式（第4条関係）

第 号

登録（更新）申請に関する通知書

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名）

様

第1項に規定する登録

第6項に規定する登録の更新

年 月 日付けの道路交通法第51条の8

の申請については、次の理由により登録（更新）しないこととしたので通知します。

（理由）

（教示）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

高知県公安委員会



照 会 先

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

旧

放置車両確認事務の委託に関する規則（抜粋）

第8号様式（第4条関係）

第 号

登録（更新）申請に関する通知書

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名）

様

第1項に規定する登録

第6項に規定する登録の更新

年 月 日付けの道路交通法第51条の8

の申請については、次の理由により登録（更新）しないこととしたので通知します。

（理由）

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法に基づき高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

年 月 日

高知県公安委員会



照 会 先

〒780-8544 高知県高知市丸ノ内二丁目4番30号

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第9号様式 (第7条関係)

第 号

登録取消処分通知書

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

様

道路交通法第51条の10の規定により、登録(登録番号 第 号)を取り消したので通知します。

(理由)

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

年 月 日

高知県公安委員会



照 会 先

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第9号様式 (第7条関係)

第 号

登録取消処分通知書

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

様

道路交通法第51条の10の規定により、登録(登録番号 第 号)を取り消したので通知します。

(理由)

(教示)

- 行政手続法第27条第2項ただし書の規定に基づき異議申立てをすることができる場合で、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県公安委員会に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法に基づき高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。))提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

年 月 日

高知県公安委員会



照 会 先

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第	号
駐車監視員資格者認定に関する通知書	
(住所)	
(氏名) 様	
<p>年 月 日付けの道路交通法第51条の13第1項第1号ロの規定による駐車監視員資格者認定の申請については、次の理由により認定しないこととしたので通知します。</p>	
(理由)	
(教示)	
<p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>	
年 月 日	
高知県公安委員会 印	
照 会 先	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第	号
駐車監視員資格者認定に関する通知書	
(住所)	
(氏名) 様	
<p>年 月 日付けの道路交通法第51条の13第1項第1号ロの規定による駐車監視員資格者認定の申請については、次の理由により認定しないこととしたので通知します。</p>	
(理由)	
(教示)	
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法に基づき高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p>	
年 月 日	
高知県公安委員会 印	
照 会 先	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号

駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書

(住所)

(氏名) 様

年 月 日付けの道路交通法第51条の13第1項に規定する駐車監視員資格者証の交付申請については、次の理由により交付しないこととしたので通知します。

(理由)

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

年 月 日

高知県公安委員会 印

照 会 先

第 号

駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書

(住所)

(氏名) 様

年 月 日付けの道路交通法第51条の13第1項に規定する駐車監視員資格者証の交付申請については、次の理由により交付しないこととしたので通知します。

(理由)

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県公安委員会に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法に基づき高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。))提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

年 月 日

高知県公安委員会 印

照 会 先

	第	号
駐車監視員資格者証返納命令書		
(住所)		
(氏名)	様	
道路交通法第51条の13第2項の規定により、駐車監視員資格者証(第 返納を命じます。		号)の
(理由)		
(教示) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。) 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。		
年 月 日		
高知県公安委員会		印
照 会 先		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

	第	号
駐車監視員資格者証返納命令書		
(住所)		
(氏名)	様	
道路交通法第51条の13第2項の規定により、駐車監視員資格者証(第 返納を命じます。		号)の
(理由)		
(教示) <u>行政手続法第27条第2項ただし書の規定に基づき異議申立てをすることができる場合で、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県公安委員会に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)</u> また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法に基づき高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。))提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。		
年 月 日		
高知県公安委員会		印
照 会 先		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。